

様式第3号(第6条関係)

緊急通報装置使用貸借契約書

浅口市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)において、浅口市緊急通報システム事業実施要綱(平成18年浅口市告示第36号)第6条の規定により、緊急通報装置の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、甲が所有する緊急通報装置(以下「貸与品」という。)を、生活の向上と福祉の増進を目的に、乙に貸し付ける。

第2条 乙は、前条の貸与品を緊急事態に対する不安の解消及び日常生活の安全の確保を図るために使用するものとする。

第3条 貸与品は、次に掲げる装置とする。

- (1) ペンダント式無線送信機
- (2) 無線受信機
- (3) 専用多機能電話機

第4条 使用貸借期間は、貸与された日から市外への転出、親族の同居、施設等に入所したとき、又は利用辞退を申し出たとき等、貸与品を必要としなくなるまでの間とする。

第5条 乙は、貸与品が故障したときは、直ちに甲に連絡するものとする。

第6条 貸与品の設置及び撤去に要する経費は、甲の負担とする。

2 通常の通話料金、基本料、機器の保守・管理(消耗品)料金及び市内の転居等による移設工事費等は、乙の負担とする。

第7条 乙は、緊急時に関係職員等の敷地内への立入りを認め、関係職員等が住居内に入るに際し、やむを得ず住居等の一部を破損しても修復等についての責任を問わないものとする。

第8条 乙は、貸与品を譲渡、転貸又は担保に供しないものとする。

第9条 乙は、貸与品を細心の注意を払って善良に維持管理するものとする。

2 乙は、貸与品の設置場所及び現状等を、無断で変更してはならない。

第10条 乙は、貸与品の全部又は一部を滅却、き損等したときは、直ちに甲にその状況を報告し、甲の指示を受けるものとする。

第11条 甲は、必要があると認めるときは、貸借期間中にその関係職員を随時乙宅に派遣し貸与品の使用について実地に調査させ、又は関係書類その他の資料の提出を求めることができるものとする。

2 乙は、前項の実地調査を拒み、又は妨げてはならない。

第12条 甲は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、乙に対し直ちにこの契約の解除及び損害賠償を求めることができる。

- (1) 乙が、貸与品を必要としなくなったとき。
- (2) 乙が、第7条又は第8条の規定に違反したとき。
- (3) 乙が、故意に貸与品を破損したとき。
- (4) 乙が、正当な理由なくして、通話料金及び基本料金等を支払わないとき。
- (5) 乙が、甲の注意を無視して再三にわたり、故意に誤報等の発報を続けたとき。
- (6) この契約により、暴力団の活動を助長し、又は運営に資することが判明したとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、乙がこの契約上の義務を履行しないとき。

第13条 貸与品の返還に当たっては、甲の指定する期日に行うものとする。

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 浅口市鴨方町六条院中3050番地

浅口市

浅口市長 栗山 康彦

印

乙 浅口市

印